

中華人民共和国の音楽教育

～ 2000 年『音楽教学大綱（改訂試用版）』（小学校及び中学校）の分析を中心に～

中山裕一郎（信州大学教育学部）

野村幸治（広島大学大学院教育学研究科）

はじめに

中華人民共和国（以下、中国）の音楽教育は、現在、大きな転換点にある。いわゆるナショナル・カリキュラムであり日本の『学習指導要領・音楽編』に相当する中国の『音楽科課程標準』が、新中国中央教育部の名ではじめて出されたのは1950年のことである。『音楽科課程標準』はその後『唱歌教学大綱』或いは『音楽教学大綱』を名称を変え、数次の改訂を経て2000年10月には第7次の『音楽教学大綱（改訂試用版）』が出された。さらにその翌年には、従来の内容を一新した『音楽課程標準（征求意见稿）』（以下、『音楽課程標準』）が出される。中国国内の政治・文化状況を反映しながら少しずつ変化を遂げてきた『教学大綱』（或いは『課程標準』）であるが、最新の2001年版『音楽課程標準』の内容にはこれまでにない新しい音楽教育の姿が提示されている。中国国家教育委員会指導部は、2010年までにその内容を全国に普及し徹底させたいと考えている。現状は、2000年10月の『音楽教学大綱（改訂試用版）』と翌2001年に出された『音楽課程標準』とが併存している状況にあると言ってよいだろう。

1992年版第6次『音楽教学大綱』について分析と検討を行ってみるなら、そこでは「必修曲」「推薦曲」の内容に端的に表れているように、社会主義体制下における政治主導の教材論が色濃く見られた。一方で、1980年代後半から主張されるようになった「美育」重視の方向性も、徐々にではあるが『音楽教学大綱』の中に見えるようになる。社会主義建設へ向けての〈手段〉としての音楽教育と〈美育〉としての自立した音楽教育といった相対立する2つの方向性の共存、それが1992年版『音楽教学大綱』の大きな特徴であると言えよう（野村、中山 2000, 2001）。

この1992年版『音楽教学大綱』は制度上ほぼ8年間にわたり維持されたわけだが、上述のように2000年10月に「改訂試用版」が出され、そのわずか数ヶ月後には、内容が一新された『音楽課程標準』が出される。このような急激とも言える変化の中で、制度上、わずか数ヶ月間という短い歴史しか持ち得なかった『音楽教学大綱』（改訂試用版）はどのように位置づけられるのだろうか。『音楽課程標準』との距離はあるものの、ここには従来の大綱の内容とは大きく異なった考えが提示されている。「国家」中心から「個人」を尊重する方向への視点の変化である。それは、「感性」の重視や「素質教育」という表現にも表れている。音楽文化に対する多様な価値観の存在を認める視点や生涯教育として音楽教育を捉える視点の存在も認めることが出来る。『音楽課程標準』を対象とした研究がこれからの中国の音楽教育研究の大きなテーマになることは当然のことではあるが、その理解のためにも、『音楽教学大綱』（改訂試用版）の意味と役割についても明らかにしておく必要があるだろう。

本稿では、2000年10月の改訂版「九年義務教育全日制小学 音楽教学大綱」と同「九年義務教育全日制中学 音楽教学大綱」（以下、不都合がない限り、改訂版大綱（小）、改訂版大綱（中）と略記）を取り上げ、その内容分析と改訂の背景についてさぐることにしたい。

I. 「改訂版 音楽教学大綱 (小)」の全訳

「九年義務教育全日制小学 音楽教学大綱 (試用改訂版)」

中華人民共和国国家教育委員会制定

2000年10月第3版

音楽教育は基礎教育を構成する不可欠な部分であり、美の教育を進める重要な手段である。音楽教育は、児童の感性を高め革新的精神と実践能力を培い、文化的教養と審美感を高め、心身を鍛え、徳育、知育、体育、美育の全面的発達をとげるために重要である。

1. 教育の目的

(1) 児童の音楽を愛好する心情を培い、我が国の優れた音楽に親しみ音楽活動に積極的に参加する意欲を育てる。

(2) 音楽の実践を通し感情及び経験を豊かにし、審美感を養い、個性の調和的発達を促進する。音楽に対する感性、表現及び鑑賞力を培う。

(3) 優れた我が国の民族音楽と外国の音楽に親しませ、文化の視野を広げ、音楽の基礎知識を習得させ、基礎能力を培う。

(4) 音楽科の特徴を生かし愛国心・集団主義精神を育てる。児童の知性を啓蒙し、協力する意識、楽しくしかも向上する生活の態度を育成する。

2. 教科の目標と内容

小学校の音楽授業の内容は唱歌、唱遊、鑑賞、器楽、読譜等である。

(1) 唱歌

①小学生に適した本国・外国の優れた歌を学習する。児童が歌唱するときに自信をつけさせ、感情を込めて歌えるようにさせる。いくつかの歌を暗唱させる。

②輪唱と二部合唱を学ぶ。他人と合唱する能力を養い、声の調和、バランス、指揮に正確に反応できるようにする。

③正しい姿勢、呼吸法、自然な発声、明瞭な発音を学ばせる。児童の過度な大声で叫ぶ歌い方を防ぎ、のどを保護する。

(2) 唱遊

①唱遊ではリズム、音楽遊び、歌表演、集団ダンス等を

学ぶ。

②創造性や情緒性に注目し、音楽を感じ取って参加させ、リズム感や旋律感を培う。

(3) 鑑賞

①本国・外国の優れた音楽作品に親しみ、本国の少数民族音楽・民間音楽を重視する。

②人の声の分類、演奏形式・演奏形態、一般的な楽器と奏法、表現手段の基本を紹介する。

③本国と外国の有名な音楽家を紹介する。

④優れた作品を精選し鑑賞して、音楽鑑賞の基本的方法を学ぶ。鑑賞を習慣化させ、鑑賞の曲を増やす。

(4) 器楽

①学校の状況に応じ簡易楽器を選択、学ばせる。その時、音程や音色などに留意すること。また、簡易なリズム楽器などの楽器制作を児童と行うことを奨励する。

②児童の学習の程度に適合した器楽曲を選び、段階を追って徐々に進める。

③正しい姿勢、奏法を学ばせ、簡単な曲を演奏できるようにさせ、その数を増やす。

(5) 読譜

①数字譜あるいは五線譜の読譜知識を学ぶ。五線譜は移動^ト唱法を用いて学ぶ。

②音楽活動を通して、児童の読譜知識を学ぶ意欲をもたせ、簡単なリズムを聴き分け、旋律の短いフレーズを視唱できる初歩的能力を養う。

3. 各学年の目標と内容

(1) 歌唱

第1～2学年

①学年ごとに4～6曲を暗唱する。

②正しい姿勢、自然な発声、よい歌唱の習慣をつける。

③正しい音名を学ぶ。

④自信を持って、表情豊かに歌えるようにする。教師の指示に合わせて歌いはじめ、歌い終わる。

第3～5学年

①学年ごとに4～6曲を暗唱する。

②正しい口形で歌い、発音に注意する。

- ③正しい呼吸法，スラー，スタッカートの唱法を学ぶ。
- ④強弱や速度の緩急で歌の情感を表現する。
- ⑤簡単な輪唱，二部合唱を学ぶ。その時，声部の調和，バランスをはかり，指揮に正しく反応できるようにする。
- ⑥自ら自信を持って歌う能力を養う。

第6学年

- ①3～5曲を暗唱する。
- ②学んだ歌唱法をより強化する。
- ③強弱，速度の変化で歌の情感を表現する。
- ④自立し自信をもって歌える。

(2) 唱遊（低学年）

- ①音楽に合わせて，表情をもってリズム遊び，動きの模倣，即興的な動作をする。
- ②音楽遊び，歌表演，集団ダンスを学び，音楽と動きの調和に留意させる。

(3) 鑑賞

第1～2学年

- ①優れた子どもの曲，民間の曲及び器楽曲の鑑賞をする。
- ②徐々に音楽鑑賞の習慣をつける。
- ③歌曲と器楽曲との情緒的な相違点を感じ取らせる。
- ④音楽を聴いて曲名を言える。1～4曲

第3～5学年

- ①優れた歌曲を鑑賞し，人の声の分類，歌唱形式を簡単に紹介する。
- ②優れた器楽曲を鑑賞し，楽器とその演奏形式を簡単に紹介する。
- ③我が国の少数民族の民謡，舞踊，器楽曲を鑑賞する。
- ④鑑賞を通して，自国・外国の優れた音楽家を簡単に紹介する。
- ⑤速度，強弱，リズム，拍子，音色，音域などが音楽表現の中でどのような作用を起しているかを初歩的に感じる。

- ⑥学年ごとに3～5曲の曲名とその主な旋律を覚える。

第6学年

- ①優れた歌曲，器楽曲及び説唱音楽，戯曲音楽を鑑賞する。
- ②合唱及び我が国と外国の楽団の基礎知識を身につけさせる。
- ③3～5曲の曲名，その主要旋律を覚える。

(4) 器楽

第1～2学年

- ①簡単な打楽器の奏法を学ぶ。
- ②歌，鑑賞，リズム遊び，音楽遊び，歌表演，集団ダンスなどに合わせて演奏する。

第3～5学年

- ①選択した楽器の奏法や姿勢を学ぶ。
- ②学年ごとに2～3曲演奏できるようにさせる。
- ③歌唱，鑑賞，読譜等に合わせて楽器演奏もさせる。
- ④斉奏，合奏，伴奏の初歩的能力を養う。

第6学年

- ①演奏技能を高め，演奏表現をいっそう豊かにする。
- ②1～2曲の演奏に熟達できるようにする。

(5) 読譜

第1～2学年

- ①音の高低，長短，強弱を感じ取れる。
- ②×， $\underline{\times}$ ，×ー，×ーー，0あるいは四分・八分・二分・付点二分の各音符，及びそれらで構成した簡単なリズムを学ぶ。

- ③二拍子（●○），三拍子（○●○）の強弱の特徴を感じ取る。

- ④小節，小節線，終止記号の習得。

- ⑤簡単なリズムを組み合わせる練習。

- ⑥歌唱練習を通して，階名や曲を模唱，暗唱できる。

第3～5学年

- ①音程，音階，音譜，休符及びそれらで構成された簡単なリズム，旋律を感じ取り学ぶ。

- ②2/4，4/4，3/4，3/8，6/8の拍子を感じ取り，強弱が分かるようにする。

- ③スラー，ブレス記号，フェルマータ，反復記号，スタッカート，強弱，速度記号等を学ぶ。

- ④簡単なリズムと旋律をつくる練習をする。

第6学年

- ①変化記号（#，b等）や調号を学ぶ。

- ②楽譜知識をさらに深める。

- ③簡単なリズムと旋律をつくる練習をする。

五・四学制の小学校の場合は一年から五年までの教育内容と教育目標を六・三学制の一年から五年までのそれと同等のものとする。

4. 必修歌唱曲

- ①中華人民共和国国歌 田 漢詞 聶 耳曲
- ②中国少年先鋒隊隊歌 周 郁輝詞 寄 明曲
- ③共産党がないなら新中国はない 曹 火星詞曲

5. 教育テストと評価

教育テストと評価の目的は音楽教育の効果をチェックすることであり、教育を改善しその質を高めることでもある。評価には、児童の学習状況を把握するテストとしての評価及び教師の教育に対する評価の二つがある。

評価の内容は大綱の規定の基本目標に依拠し、児童の創造精神と実践能力の発展に注目する。評価の方法は多様で、児童の自己評価をも取り入れること。このようにすれば、児童が音楽を学ぶ自信を深め、学習の興味を高めることに貢献できる。

教師への教育評価は、音楽教育の観念、音楽教育の方略、方法、プロセス等の面から総合的に行い、形成的評価と「評定」を重んじる。教育の評価は、学校及び教育研究部門の組織によって実施される。

6. 教育設備

音楽教育の設備は、クラスの教育及び課外活動を、正常に進め良い効果をもたらすようにするための必要条件である。学校及び関係の行政部門は、積極的に計画的に教育設備を配備改善すべきである。主な教育設備は次の通り。専用音楽室、机・椅子、黒板、教育掛け図、ピアノまたはオルガン、アコーディオン、キーボード、打楽器、テープレコーダー、カセットテープ、可能なら身近な民族楽器、西洋の管楽器、ビデオデッキ、ビデオテープ、VCD（CD型のビデオ）機器とその映像ソフト。

7. 本大綱実施上の留意点

この大綱は「中華人民共和国義務教育法」「中共中央國務院教育改革及び素質教育推進に関する決定」の趣旨と文部省の制定した「義務教育全日制小・中学校教育課程計画」の規定等に基づき広く調査の上また音楽教育の実際をも考慮し制定された。この大綱を実施するにあたり、以下の問題に留意のこと。

(1) 上述の法律や大綱を真摯に学び、趣旨を捉え、大綱を実行する自覚を高める。

(2) 小学校音楽教育は音楽芸術の中に思想教育も取り入

れるべきである。思想と人間性の教育と、音楽に対する趣味・音楽能力を育て音楽知識を学ぶ、それらの関わりを重んじねばならない。教材の選択・編集には思想性と芸術性の統一、科学性と可能性に対応すること。そのため、題材、様式、形式等の多様なものに留意し、また、民族音楽芸術の位置づけを強調すべきである。

(3) 歌唱の教育は、児童の音楽趣味と音楽表現能力を育てる有効な手段である。豊かな題材、健康的な内容、特徴的な楽曲、明確なイメージの歌等で表情豊かに歌うことは、児童を感化するのに有効である。歌唱教育は歌に対する趣味、能力、自信を育てることを重んじ、歌唱と読譜知識の勉強と応用をも重んじねばならない。感情体験を通して教育する。感情で感化し美で育てるのである。曲の選択では教育性と共に芸術性・趣味性も考慮すること。聞きやすく歌いやすい曲、児童の年令や特性に適合し、時代感覚等に留意せねばならない。曲を積み上げ毎学期、毎学年一定の数の歌を暗唱できるようにしたい。

(4) 唱遊教育は小学校の音楽教育では必要な形態である。教育の各内容は、児童の唱遊に対する趣味性を高め、集団意識を強め、音楽感覚を育てる等に有効でなくてはならない。教育するとき、創造性、情趣性、楽しさを重んじ、音楽のイメージから離れた単純な動作・訓練はできるだけ避けるように気をつけるべきである。

(5) 鑑賞教育は児童の音楽の感受性、鑑賞と美意識等を育てるのに有効な道である。中国と外国の優れた音楽作品は児童の視野を広め文化教養を高め感情を豊かにすることが大切である。鑑賞教育は、児童の音楽鑑賞へ興味を引き出し、鑑賞の良い習慣をつくり出し、一步一步鑑賞の方法について理解させる。この教育では、聴いて鑑賞するのである。教師の説明は簡潔かつ正確であり、生き生きとした啓発性に富んだものであることが望まれる。多様な形式を用い、児童を積極的に音楽に参加させるようにする。聴いた音楽に対して児童が独自の感受性と見解を持ち、それを表現・発言出来るよう励ます。

(6) 器楽教育は、音楽を学ぶ道の一つである。先ず適切な楽器の選択が必要である。音程が正確で、音色の豊かな楽器を用いる。どのような楽曲・編曲を選択するかについては、大曲・技巧的曲は避けるようにしたい。浅い部分から深部へと徐々に進める教育原理に即し、歌唱・鑑賞・楽譜等の教育内容と関連づけておこなうべきである。各学科

と結合関連させ、器楽教育のレベルをより高めるようにする。

(7) 読譜教育は音楽の学習に必要なプロセスである。各地域の条件にあわせ、数字譜か五線譜を選択すること。選択の際には児童の実態を考慮し、楽譜の知識・技能を学ぶためにより有利なものを選ぶべきである。この教育は児童の認知状況を考え音楽活動と関わりながらおこなうべきであり、単純で無味乾燥なやりかたは避けること。感性から入り、浅い部分から深部へと徐々に進めていく。歌唱・器楽・鑑賞教育との関わりも考慮すること。

(8) 民族音楽文化を広め各地の音楽教育の特徴を出すため、各地でその土地固有の教材を選択してよい。その比率は全教材の約 20 %。また本大綱は、愛国心・集団主義及び

社会主義教育を効果的におこなうために小学校歌唱教育の領域で必修曲を決めている。それを通して児童の国民意識・名誉心・自尊心を高めようとしている。

(9) 音楽は音声の芸術であり、聴覚の芸術である。音響は鑑賞と音楽の勉強に不可欠のものである。音響がないと音楽教育は行いがたい。その意味で音楽のテキストは教科書と音源教材ソフトの二つをそろえねばならない。音楽教育は徐々に質の高い音響を備えるべきである。

(10) 本大綱の教育内容や目標に関する注意事項は音楽教育の発展だけでなく現実の問題についても考慮している。各地の行政部門は積極的・計画的・順序性を持って音楽教師を養成し音楽設備を備え計画の実現を保障し、大綱の実施が徹底されるよう努力しなければならない。

II. 『音楽教学大綱（改訂試用版）』の特徴

前『音楽教学大綱』（小学版）（1992）（以下、前大綱（小）と略記）と『音楽教学大綱（改訂試用版）』（小学版）（2000）（以下、改訂版大綱（小）と略記）の比較・検討、及び必要に応じて中学版にも言及していく。

改訂版大綱（小）の前文及び「一、教育目的」の中に、音楽教育の位置・意味づけ・方針を読みとることが出来る。音楽教育は「美育のための重要な科目」であり、実践を通して「知・徳・体・美の全面発達」をはかり「愛国心・集団主義精神を育てる」ものとして位置づけている。また「感性を高め革新的精神と実践能力」を養うことも謳われている。これらを再構成し以下考察していきたい。

1. 思想教育・美育としての音楽教育

社会主義を国是とする中国にあって、社会主義建設のための思想教育の重要な手段として教育を捉えるのはある意味で当然のこととも言えよう。その中にあって、1980年代後半から新たに提起されてきたことは、音楽教育を美育として捉えようとする考え方であった。文革終結からほぼ10年、思想教育・政治教育の手段にあまりにも偏りすぎた音楽教育のあり方に対し、その考え方の修正を求めきっかけをつくったという意味で、このような捉えの登場の意味は大きかったと言える（野村、中山1997）。思想教育と美育、この相矛盾する2つの音楽教育の方向性は、並立するかたちでその後の教学大綱の中に存在している。この2点に関し、前大綱（小）と改訂版大綱（小）の両者を比較してみるなら、一見、取り上げるべき変化はないようにも思われる。しかし、細部を注意深く読み込むなら、そこに微妙な表現上の変化とそれともなう内容の変化とを見出すことが出来る。たとえば民族的・労働的側面、社会主義の側面に関し、前大綱では「社会主義建設の為の精神の育成」「祖国愛・人民愛・労働愛」等の語句が前文に置かれていた。この中の「社会主義建設のための精神」が改訂版大綱では「感性を高め革新的精神と実践能力」という文言に変化している。「感性」という語句を前面に押し出すことで、「国家の」ではなく「個人の」教育に向け一歩踏み出した感がある。また、改

訂版大綱「1. 教育の目的」においては、愛国心・集団主義という文言は依然としてあるものの、前大綱に見られた「祖国の音楽」というような民族主義的表現は微妙に避けられている。

このことは必修教材や推薦教材の扱いの変化の中に具体的に反映されている。前大綱では、「必修歌曲」として6曲、「推薦歌曲」として8曲、「推薦鑑賞曲」として20曲が掲げられていた。「必修歌曲」6曲のうち4曲までが、中国国家や共産党そして社会主義建設に有用な働きを為した模範的人物を賛辞した政治的な曲（「国歌」「共産児童団歌」「中国少年先鋒隊隊歌」「我ら雷鋒のような子どもになろう」）で占められている。「推薦歌曲」では8曲のうち5曲（「小紅花」「我ら皆何と幸福」「我らの美しい祖国」「紅星歌」「不抵抗をおそれる」）までが、同じく政治的な内容を持った曲で占められていた。

これに対し改訂版大綱では、「必修歌曲」は6曲から3曲（「国歌」「中国少年先鋒隊隊歌」「共産党なくして新中国なし」）に縮小され、「推薦歌曲」は姿を消している。つまり、政治的な歌曲教材の「しぼり」は、「必修歌曲」の3曲だけに削減されたことになる。一方、「推薦鑑賞曲」の教育内容はどうか。

前大綱における「推薦鑑賞曲」20曲中、明確に政治的な曲と特定できる曲は「英雄の墓前で」、「京劇・紅灯記」の2曲のみだった。それぞれ、日中戦争等での戦死者を鎮魂したり、戦った家族を賛美した曲である。一方、「母の昔話を聞く」は、新中国建設以前の生活苦と新中国誕生によりそれらの苦勞から解放されたことを、母の昔話を通して歌っている。間接的に共産党を賛美した政治的な意味合いを持った曲である。また、「多くの鳥が鳳凰に向かう」「光のあるところへ行こう」の2曲は、それぞれソナ（中国民族楽器のラップ）と二胡（中国胡弓型の弦楽器）による独奏曲である。どちらも器楽曲であり、歌詞で政治的内容を盛り込む余地は直接的にはない。しかし、曲名の「鳳凰」や「光」の語句はそれぞれ共産党を象徴的にイメージさせ、結果として共産党の賛美につながっていると考えられる^(註)。

これに対し改訂版大綱では、「推薦鑑賞曲」がすべて消滅している。歌唱教材同様、ここにも政治的「しぼり」からの解放、自由化の方向性が見える。

以上のように、音楽教育における政治的な教材の取り扱い、2つの大綱の間で大きく変化したと言える。改訂版大綱においては、自由な教材選択の余地が大きく広がり、現場サイドの自由度が大幅に高められた。無論、すべての「しぼり」が消滅したわけではない。一定の限界の範囲内の広がりであることは言うまでもない。しかし、教育内容と方法とが「国定教科書」的に一方的かつ固定的に下ろされて来た従来の在り方から見れば、これまでにない大きな変革であることは間違いない。

さて、そうならば、思想教育が後退した分、音楽教育の本来の目的であると大綱で公言された「審美教育」（＝美的教育）の位置づけや扱いはどのようになされているのだろうか。改訂版大綱の作成に関わった呉斌、金亞文は、雑誌論文の中で次のように述べている。

「改訂版大綱は＜審美能力を高める＞と述べているだけではない。それに加えて＜感情体験を豊かにする美意識を育て個性の調和的発展＞を提言している。……音楽の審美的働きには音楽科の特徴が反映されている。即ち、音楽の審美的機能は音楽芸術そのものを以て実現させねばならない。改訂版の中で＜音楽科の特徴を強調する＞と述べているのはこのためである。…音楽科の特徴を発揮してはじめて美的教育の実施に貢献でき、すばらしい教育効果と利益をえることができるのである。」（呉斌、金亞文 2001.1 P.13）

呉と金は、「音楽の審美的機能は音楽芸術そのものを以て実現させねばならない。」（傍点、筆者）と明確に言い切っている。ここでは音楽教育を特定の目的を達成するための＜手段＞としてではなく、

それ自体が価値を有する<目的>として捉えている。前大綱においても、美的教育の重視や自由さや柔軟さへの容認が見られた。しかしながら、「この曲はこのような価値観で聴くこと」といった一元的価値の押しつけや教材に対する自由な解釈を阻む制約が見られた（例；鑑賞曲「我らの田畑」）。また、「道徳教育的・政治的歌詞のために音楽教育よりも道徳教育」を優先させる記述も目立った（例；推薦歌唱曲「我らは小さい頃から礼儀を大切にする」など）。（野村，中山 2000 p.48, p.49）既述のように、改訂版大綱では指定された教材が大幅に削減され、思想や価値注入主義的記述が大幅に後退した。子どもたち一人一人の美意識や感覚を尊重し、その育成を音楽芸術を通して実現しようという「審美教育」、つまり美的教育への方向性がこれまでになく明確に示されていると言ってよいだろう。

2. 「素質教育」としての音楽教育

前大綱の前文には「全民族の素質をひきだし…」という文言がある。しかし、改訂版大綱の前文や「1. 教育目標」などに、素質教育という文言は一切記されていない。にもかかわらず、今回の改訂版大綱の重要な改訂の柱は、「素質教育の推進」にあるという指摘がなされる（本刊記者 2001.1 p.4）。これはどういうことだろうか。

一般に中国では、いわゆる認識教科ではない音楽・美術・体育などのような技能や個人の「素質」に深く関わる教科の教育を統合し、「素質教育」と称することがある。こうした齟齬が生じるということは、「素質教育」の概念が細部では異なっているからに違いない。ここでは中国の主要な音楽教育雑誌に掲載された改訂版大綱に関連する論文を援用しながら、中国における素質教育としての音楽教育の内容について考えてみたい。

『中国音楽教育』誌に掲載された論文の中で「本刊記者」は、大綱の改訂は「教育改革を深め素質教育を全面的にすすめるための必然的要求」（傍点、筆者）であると述べている。では、改訂版大綱中のどの部分が、素質教育推進要求に応える「改訂」部分なのだろうか。「本刊記者」によれば、「1. 教育の目的」の中にそれが表されていると指摘する。そこには、「感性・態度・価値観などを強調し、学習者の生涯教育としての学びの願望と能力に注目し、学習者の音楽趣味を育て生涯学習としての人間の全面発達的基础」が定められているからであると述べる（本刊記者 2001.1 p.4）。

この指摘によっても、改訂版大綱と素質教育との関係性が十分に見えたとは言えない。「感性・態度・価値観」「生涯教育」「学びの願望」「全面発達」などのキーワードを手がかりに、この点についてさらに考察を進めてみたい。

1) 感性・価値観の多様化の容認・推進

本来、感性・価値観は各個人に固有のものである。にもかかわらず、これまでの中国の教育は、その点を保障するものではなかった。むしろ単一の価値観の共有を強い、そのことは感性に深く関わる音楽教育についても同様であった。個々人の感性よりも「このように感じとりなさい」「このように表現すべきである」とあらかじめ意図された目標に子供たちを導いていこうとする傾向がきわめて強いものであった。それに対し改訂版大綱では、個人の感性・価値観を容認する（無論、大綱の枠内で）方向へ大きく踏み出している。この変化について先の「本刊記者」も、「従来と比して個人の尊重・個性の重視に移行しつつある。（中略）中国の教育現場の実状から学び、諸外国から学び、ここに至った」と改訂版大綱が個人と感性を重視していることを評価している（本刊記者 2001.1 p.4）。

「教育現場の実情」と「諸外国から学んだ結果であることは事実であろう。しかし、論文では触れられてはいないが、このような改訂の背景に、いくつかの社会状況の変化や事情があると思われる。とりわけ市場経済への移行とその後の展開は、個々人の能力や工夫の如何が利潤の増減や生活レベルの向上につながることを人々に実感させている。それぞれが自分自身の頭で考え、個々人の持つ固有の素質を十分に伸ばすことこそが市場経済においても有効であることを認識してきたのではないか。また、今日の情報化社会の中で、個々人はメディアが提供する多種多様な情報に接し、これまでのような党の指導による一枚岩的価値観だけでは今後立ち行かなくなることも感じ取っている。感性・価値観の多様化の容認と推進の背景には、このような社会そして個人レベルでの意識の変化が存在することも見逃せないのではないだろうか。

2) 生涯教育をめざした学び

前大綱では、小・中学校教育は基礎を教えるのであるが、いわば、その期間内で完結・完成させる立場をとっていた。従って生涯教育という文言や考え方は出てこない。小・中学校段階での完成を求めたためか、教育内容は多量でやや専門教育的であった。指導も性急で、注入主義的にならざるをえなかった。児童の実態や彼らの必要感を十分に顧慮することなく、教育内容は「教養」或いは「訓練」として指導される傾向が強かった（野村・中山 2000, 2001）。そのような前大綱に比べ改訂版大綱では、「生涯教育」という文言は用いないまでも、学習者の生涯全般の学びを念頭に置いた考え方を新たに認めることが出来る。この点について、改訂版大綱の作成にもかかわった前出の呉と金は次のように述べている（呉、金 2001.1 pp.11-12）。

前大綱の音楽基礎知識・基本技能の部分は、「専門音楽教育をモデルにし、（中略）小学校での楽譜知識及び視唱・聴音の2分野に分けて実施してきたが、永年の実践で小学校の音楽教育の実際にあわないことが証明」された。「素質教育を目的とした小学校の音楽教育から見れば、＜基本楽理（音階・音程・和音・調）＞等は専門化しすぎており、勉強は不可能であり、不必要」であった。具体的には、「前大綱の1～5年までに学ぶべき楽譜の内容を改訂版大綱では小・中学校9年間で学ぶように要求度を下げ」無理なく学べるようにあらためた。そのことは、中学校でも同様であり、前大綱（中）では「基本楽理（音階や和音習得のための7項目の目標）」と「視唱練耳（五性声調聞き分け等の3項目の目標）」の2分野だったが、改訂版大綱（中）では「読譜」として統合されしかも5項目の目標に削減された。さらに、項目の記述の仕方では、「1. 視唱・視奏能力をより確立する」とある。つまり、到達目標ではなく努力目標の扱いにして、学習の「緩和」を図っている（中華人民共和国教育部制訂 2000 p.4）。現状から出発してさらに豊かに一步一步進めばそれでよい、という考えを認めることが出来る。

一方、専門的内容を削減することは、基礎・基本を無視することではない。呉、金の2人の言葉を借りるなら、「基礎・基本を精選しても、音楽活動と連動させることによって、むしろ音楽の勉強が有利に進展する」ということになる（呉、金 2001）。音楽活動そのものと連動させることこそが重要であるとの認識である。無味乾燥な知的認識の音楽授業でなく、音楽活動を通して感覚的かつ実際に学ばせる方向へと大きく歩を進めている。さらに感覚から感情の豊かさへ。「本刊記者」は改訂版大綱の特徴を、「感性・態度・価値観などを強調し、音楽に関する趣味を育て、人間性の全面発達に基礎を置いている」とまとめている（本刊記者 2001 p.4）。同時に、学校中心主義を脱し「生涯にわたって」音楽及び音楽活動に親しみ継続的に学ばせようというのが生涯学習論であるとした上で、次のようにも指摘している。学校教育で重要視されるべきは、「量や高さではなく、音楽に向き合う

態度や活動のありよう」である。また、改訂版大綱においては、「全面発達」を伴い「生涯学習」として卒業後も長期間学び続ける教育への転換を図ろうとする意図が明白であると（本刊記者 2001）。改訂版大綱に「生涯学習」という表現は直接見られないものの、「本刊記者」の言説を通して、そこに生涯学習の視点が新たに導入されていることが理解される。

以上、「感性・態度・価値観」「生涯教育」「学びの願望」「全面発達」などのキーワードを手掛かりに、改訂版大綱と素質教育との関連について探った。「本刊記者」や呉らの論文によって、素質教育と称されるものが何であるかについて、おぼろげながら理解できたような気がする。素質教育とは国家や社会が画一的且つ一方的に要求するものではなく、個人の生涯にわたる成長やその幸福を希求するところから発されたものであること。そのような視点で改訂版大綱を読み直すなら、そこには確実に素質教育を推し進める方向性の存在を認めることが出来る。

3. 革新的精神（創造性）・実践能力・集団・協同を育成する音楽教育

革新的精神（創造性）・実践能力・集団・協同、これらは先の美的教育・素質教育と関連している。これらが有機的に関連しあって、美的教育・素質教育が、豊かに実を結ぶからである。

さて、この革新的精神（創造性）を前大綱では無視していたわけではない。前大綱においても、「唱遊」だけは、児童の遊び・工夫・創造性が保障されやすい領域であった。事実、楽しさに裏打ちされた活動も見受けられ、工夫が行われていた（野村・中山 2000 p.46）。

このような「唱遊」の持つ意義や側面を一領域内にとどめるのではなく、革新的精神（創造性）の育成を前面に、音楽教育の場全体に押し出し行き渡らせようとしたのが改訂版大綱の考え方である（改訂版大綱「前文」参照）。

このような大綱の変化を取り上げた論文に、王曉秋の論文がある。そこでは革新的精神（創造性）が強調されるようになった理由について述べられている。彼はその論文の中で、従来の教学大綱が「音楽的」な面での創造性を育成することにおいて大きな欠落があったことを率直に認め、その欠落部を埋めるべく今後の実践に取り組むべきであると提案している（王 2001.7 p.12）。いわば国家が策定した教学大綱批判であり、自由な論評の広がりを感じさせるものである。

雲南省の「音楽教研員」の肩書きを持つ張虹も、論文の中で以下のように記している。改訂の柱となる理念の一つとして、「強化されたのは、＜創造の精神の育成＞という音楽的価値であり、弱められたのは、＜技能の目標と楽譜の要求＞である」と述べている（張 2001.7 pp.9-10）。創造の精神の強化を賛美し、逆に技能の目標や楽譜の知識理解の程度を下げたことを妥当と評価している。では、＜技能の目標と楽譜の要求＞のレベルを弱め下げた理由はどこにあったのか。興味深いのはその後続く張の文章である。張は、「我が国の実際に合わない、時代と社会の発展に合わない古いものを捨てて、新しい生命力がつけられる。」と述べ、「実態に合わない教育大綱がやっと地方の教育実状に合うようになった」という。つまり、＜技能の目標と楽譜の要求＞のレベルを下げた理由が「革新的精神・創造の精神」育成につながるという捉えではなく、都市部ほどのレベルに達しない農村部や地方の実態によりやく合致するようになったという意味での評価である。

大綱を検討・考察するだけでは、中国の音楽教育の実際・実状とかけ離れた論議になる可能性もある。「創造の精神」に続けて述べられたキーワード「実践能力」「集団」「協調」が教科書のどこでどのように展開され、学びの筋道に導いているのか。今後、こうした点が事実即して検討・分析され

る必要があるだろう。

さて、このように大綱の検討・考察だけでは、必ずしも中国の音楽教育の実状が生き生きと明らかになるわけではない。次に、雑誌論文を通して、中国における音楽教育の実態について見ることにした。

Ⅲ. 教育現場の実態

先に大綱のみを検討することの限界について述べた。そのような研究上の限界を補完するためには、現場の実態の検討が必要となる。大綱に示された内容が実際に機能するためには現場の実態を無視することが出来ないからである。

先述の張虹の論文中に現場の実態を記した以下のような部分がある。張は、「音楽院校での入試でさえ、多くの受験生は三連音を正しく歌うことが出来なかった。やや難しい付点音符さえも歌えない場面があった。(中略)前大綱の(音楽教育実践上の)難しさは一般の児童生徒にとっては理解しにくく受け入れられないものであった。これこそが、改訂版大綱の内容を易しいレベルに低めた理由である」と指摘し、「小・中学生は音楽は好きなのに学校の音楽授業は嫌いであるという現実、最前線にいる多くの教師の実感である。」とも述べている(張 2001.7 pp.10-11)。さらに、同じ論文の中で張は、「我が国は音楽教師が不足し、その素質と研究能力、音楽に関する専門的レベルも高くない。」と中国の音楽教育現場の実態について率直な感想を述べている(張 2001.7 p.9)。

また、具体的な数値をともなった資料を提示しながら、音楽教師の苦境を訴える論文もある。余含は、農業中心の産業構造を有し 17 の市と 105 の県(市・区)から成り立つ安徽省の音楽教育の実態について次のように報告している。

「歴史的な要因もあり我が県の小中学校の音楽教育は弱い。基本の設備や教育管理も比較的遅れている。教師の数も不足している。町以下の 90 %以上の学校に専門の音楽教師は配置されておらず、それどころか一部の農村の音楽教育には未だに広い空白が存在している。1999 年の統計によると音楽専門教師は小学校 3704 人、中学校 1971 人、平均すれば、小学校は 7.4 校ごとに、中学校では 1.8 校ごとに、かろうじて専門の音楽音楽教員がいることになる(いずれも専任)。ということは非常勤が大変多い。専門的知識技能が低いために教科書を用いて授業する教師は少なく、授業内容はほとんど歌唱のみに終始している。」(余 2001.7 p.11)。

安徽省は海に面した江蘇省のすぐ西側に位置する農業県である。無論辺境ではない。そこでさえも上記のような実態が存在することになる。音楽教師の絶対的不足による音楽授業が実施されていない地域があり、たとえ実施されていても、教師の力量不足により教科書を使用することすら出来ない地方があるという実態。ここには教学大綱の内容とはるかにかけ離れた現実の姿がある。

では、このような教育整備の遅れは、何に起因するのだろうか。「遅れ」の原因を「文革による混乱」に求める論調は 1980 年代の雑誌等においてしばしば目にすることが出来た。しかし、中国には日本では考えられない克服すべきより大きな課題が存在する。その筆頭に挙げられるのが、国土の広さゆえの問題である。国土の面積で日本の 26 倍、その広がりの中に日本の 10 倍以上の国民が生活している。とりわけ都市部と農村部との経済・文化の格差は依然大きい。このような都市部と農村部の格差の問題の他に、少数民族の問題も存在する。9 割を超える漢民族の他に、55 もの少数民族が一国を構成している。多くの少数民族はそれぞれ独自の文化的伝統を有している。そこに一定で共通の

ナショナル・カリキュラムを実施することは、きわめて課題の多い「実験的な」取り組みであるといえよう。

本研究は教学大綱の変化を中心にしたものであるが、実際の教育現場がどのように動いているかについては、単に大綱の変化を追っただけでは把握することができない。上記のような各地域における実態把握を無視できないだろう。格差や遅れや教師の力量不足などの実態に触れた論文は、これまであまり雑誌等に掲載されることがなかった。張や余等の論文が掲載され、それらを入手することが可能になった現在、あわせて注目する必要性を感じる。

終わりに

改訂版教学大綱のうち小学校版を中心にして述べてきた。内容は異なるものの、その底に流れる教育原理や方向性は小・中学校に共通している。紙幅の都合もあり、本論文では中学校版の大綱の全訳を掲載していない。必要に応じて中学校版、中学校の音楽教育に言及するとどめた。

これらの分析・考察を通して、改訂版教学大綱の特徴として挙げられるのは以下の3点である。

1. 思想教育の緩和及び美育の重視
2. 素質教育の深化
3. 革新的精神と実践能力の重視などが方向づけられたこと

改訂版大綱(2000.10)の意義と役割は、従来の教学大綱の内容を学習者・教師中心の方向へ大きくシフトさせたことであり、かつ、翌年に出されることになる『音楽課程標準』(2001)の内容を準備するものともなっている。『音楽課程標準』は、「個人の美的感覚の重視」「想像と創造の重視」「教師を援助者と位置づけている」「注入主義教育への反省」「楽しさの重視」などの内容を有し、従来の中国の学校音楽教育をドラスティックに変えるものとなっている。その内容は現在の日本の音楽教育の考えに近いものがある。しかしながら、このようなナショナル・カリキュラムの改訂がそのまま中国の音楽教育の変化に結びつくわけではない。本論中でも述べたように、都市部と農村部との格差、多くの少数民族への対応など、取り組むべき課題或いは現場の実態との差は大きい。観念論だけでなく、教科書・子ども・教師・授業等、実態に即したさらなる研究が求められていると言えよう。これらを踏まえ、『音楽課程標準』とそれに基づいた音楽教科書の研究が今後の課題である。

付記

なお、本論文では中国語の簡体文字は使用せず、すべて繁体字(旧漢字)になおして記述した。

(注)

このことは、戦前の学校唱歌「蝶々」の歌詞にある「さくらの花」を想起させる。『小学唱歌集』(初編)に掲載された野村秋足による「蝶々」の歌詞には「・・桜ノ花ノ。栄ユル御代ニ。止レヨ遊ベ。遊ベヨ止レ。」という部分がある。そこでは臣民としての「蝶々」が「さくら」(=天皇)の庇護と恩寵の中で舞い遊び、その庇護と恩寵に感謝し、「御代」の栄えることを祈っていると解釈される。また、推薦鑑賞曲の曲名中の「鳳凰」と「光」の語句は、中国人にとり容易に共産党をイメージさせるものであると日本への留学生が答えている(広島大学・留学生の張超氏との懇談2002.6より)。

(引用及び参考文献)

- 野村幸治・中山裕一郎 (2000) 『音楽教学大綱』の研究 (1) ～小学版全訳と解説及び必修曲・推薦曲の分析』『広島大学学校教育学部紀要』第 I 部 第 22 卷, pp.37-57
- 野村幸治・中山裕一郎 (2001) 「中華人民共和国『音楽教学大綱の研究』(2) ～中学版全訳と必修曲・推薦曲の分析」『広島大学教育学部紀要』第一部 第 49 号 pp.75-84
- 野村幸治・小山郁之進・中山裕一郎 (1982) 「中華人民共和国の音楽教育について」『中国四国教育学会教育学研究紀要』第 25 卷
- 野村幸治・中山裕一郎 (1997) 「中国の音楽教育の現在」『日本教科教育学会誌』第 20 卷第 2 号
- 中華人民共和国教育部制訂 (2000) 九年義務教育全日制小学「音楽教学大綱」(試用修訂版) 人民音楽出版社
- 中華人民共和国教育部制訂 (2000) 九年義務教育全日制初級中学「音楽教学大綱」(試用修訂版) 人民音楽出版社
- 呉斌・金亞文 (2001.1) 「小学, 初中音楽教学大綱(修訂稿)的指導思想, 基本精神和主要特点」『中国音楽教育』中華人民共和国教育部委託
- 本刊記者 (2001.1) 「面向新世紀, 体现素質教育精神的音楽教学大綱」『中国音楽教育』中華人民共和国教育部委託
- 王曉秋 (2001.7) 「音楽教学大綱(修訂稿)的”新意”」『中国音楽教育』中華人民共和国教育部委託
- 張虹 (2001.7) 「深化教改開拓創新～學習音楽教学大綱(修訂版)的体会」『中国音楽教育』中華人民共和国教育部委託
- 余含 (2001.7) 「降低難度提高質量～學習音楽教学大綱(修訂版)的思考」『中国音楽教育』中華人民共和国教育部委託
- 繆斐言 (1998) 「小学音楽教学大綱」及び「小中音楽教学大綱」の項, 裴天瑞主編『音楽百科詞典』人民音楽出版社
- 姚思源主編 (1999) 『中国当代学校音楽教育文献 (1945—1995)』上海教育出版社

(2003年9月24日 受理)